## 平成31年度白石町予防接種

〇予防接種の種類等

	予 <b>防接種の種類等</b> 予防接種の種類等		(	予防接種対象者の範囲 白石町に住所を有する者)	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
	4種混合(ジフテリア・百 日咳・破傷風・不活化ポ リオ)		1期	生後3月から生後90月に至るまで の間にある者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	3種混合(ジフテリア・ 百日咳・破傷風)		1期	生後3月から生後90月に至るまで の間にある者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
A 類疾病	2種混合(ジフテリア・ 破傷風)		2期	11歳以上13歳未満の者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	麻しん(単独) 風しん(単独) 麻しん・風しん混合		1期	生後12月から生後24月に至るま での間にある者	平成31年 4月 1日から	
			2期	5歳以上7歳未満の者であって、就 学前1年間の間にあるもの	令和2年 3月31日まで	
			1期	生後6月から生後90月に至るまで の間にある者		
			2期	9歳以上13歳未満の者		
	日本脳炎	個別接	※ 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で20歳未満にあるものについては、予防接種実施規則附則第5条第1項から第5項までにより接種する。		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
	不活化ポリオ(単独)	種	生後3月か 者	いら生後90月に至るまでの間にある	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	BCG		生後12月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	3月31日まで 4月 1日から 3月31日まで 4月 1日から 3月31日まで 4月 1日から 3月31日まで 4月 1日から 3月31日まで 4月 1日から 3月31日まで 4月 1日から
	Hib(ヒブ)感染症 予防接種		生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	小児用肺炎球菌		生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	ヒトパピローマウイル ス感染症(子宮頸ガン予 防ワクチン)		小学6年生から高校1年生相当の女子		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	水痘		生後12月から生後36月に至るまでの間にあ る者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
	風しん(単独) 麻しん・風しん混合		5期	昭和37(1962)年4月2日から昭 和54(1979)年4月1日の間に生 まれた男性	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	

	高齢者等 インフルエンザ		65歳以上の者	令和元年10月 1日から	
B類疾病			60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの(身体障害者1級程度のもの)	令和元年12月31日まで	
B類疾病	高齢者の肺炎球菌	個別接種	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳以上となる者(下記の生年月日に該当する者) (昭和29年4月2日~昭和30年4月1日生まれの者) (昭和24年4月2日~昭和25年4月1日生まれの者) (昭和19年4月2日~昭和20年4月1日生まれの者) (昭和14年4月2日~昭和15年4月1日生まれの者) (昭和9年4月2日~昭和10年4月1日生まれの者) (昭和9年4月2日~昭和5年4月1日生まれの者) (昭和4年4月2日~昭和5年4月1日生まれの者) (大正13年4月2日~大正14年4月1日生まれの者) (大正9年4月1日以前生まれの者) (大正9年4月1日以前生まれの者) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの(身体障害者1級程度のもの)		佐賀県予防接種 広域化実を に規定する 医療機関 (別紙2)

※予防接種法施行令第1条の3第2項の規定に基づき定期の予防接種の機会を逸した者に対して、所定の手続を取り、 接種可能と判断された日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌については1年)を経過する日までの間(一部の定期接種 については年齢制限あり)に接種する者も対象になる。

※高齢者の肺炎球菌について平成26年10月1日より前の接種の取扱

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

## 〇予防接種を受けるに当たって注意すべき事項(A類疾病)

「予防接種ガイドライン2019年度版(財団法人予防接種リサーチセンター発行)」記載のとおりとする。

〇定期予防接種に要する費用(A類疾病)

全額公費負担とする。

〇定期予防接種に要する費用(B類疾病)

一部公費負担とする。